

平成二十七年九月十四日提出
質問 第四三二号

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに
よる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木貴子

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことに

よる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する第三回質問主意書

ロシアのプーチン大統領は、本年六月二十九日に日本漁船も操業するロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案（以下、「法案」とする。）に署名した。これにより「法案」は成立した。

右と、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第四〇二号）並びに、「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第三八五号）、「政府答弁書二」（内閣衆質一八九第三六八号、三四八号、三二六号）及び「政府答弁書二」（内閣衆質一八九第三〇三号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、現時点で、林芳正農水大臣として、成立した「法案」の延期など、ロシア側に働きかける考えはあるか問うたが、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第四〇二号）では、質問に対し答えていない。当方は、成立した「法案」に対し、ロシア側に延期などを働きかける考えがあるか否か、とする質問をしているのである。当方の質問に対し、正確に答弁を求める。

右質問する。